

京都大学	博士（文学）	氏名	西川 純司
論文題目	近代日本の公衆衛生と都市における生の統治 ——科学知・日光・窓ガラス——		
<p>本論文は、社会的なものとの関連から公衆衛生を捉え直すという問題意識のもと、近代日本の都市空間における人びとの生がどのようにして統治の対象となり秩序づけられていたのかを、それが位置づけられる環境との関係のもとで、考察することを目的としている。そのために、大正・昭和初期の公衆衛生における採光問題を事例として取り上げ、日光が結核あるいは精神衛生の治療や予防において用いられたことをみる。考察を通して、多要素的な秩序として「社会」概念を理解することができ、それが社会的なものをめぐる議論の射程を広げる意義をもつことを示す。</p> <p>序章では、まず、近代日本の公衆衛生に関する研究状況を、主に医学史・制度史、歴史研究における衛生史研究、統治性研究をとりあげて概観している。そこから、本論文もまた、近代日本の公衆衛生を人びとの生を統治するための知および技術として分析しようとするものであるが、従来の研究とは、①大正・昭和初期の衛生問題を対象とする点、②身体よりも環境衛生に重点を置く点、③物質性と結びつく人口に環境を通して介入する政治技術として公衆衛生を捉える点で、異なる立場をとっていることを論じる。加えて、日光（紫外線）という自然科学的な対象を分析するために、近年のポスト・フーコー派や科学史研究の議論を検討、参照している。また、公衆衛生における採光問題を取り上げるにあたって最も重要になる設備として窓ガラスに着目している。そのうえで、本論の具体的な作業課題を、（1）公衆衛生上の理由から、日光が近代日本の都市空間に行き渡り広く一般的に使用可能になる過程を、人とモノの諸実践という観点から記述し、（2）またそうした日光をめぐる環境衛生への介入が人びとの生に働きかけるための統治実践のひとつとしてあったことを、統治性の観点から分析、考察する、と設定している。</p> <p>第1章では、実験室を舞台に、紫外線の効果が科学的事実として構成される過程を考察した。そこから、紫外線の効果が科学的な実践のつらなりのなかでその確からしさを徐々に獲得していったことを明らかにしている。また、実験室の外部にある療養所や住宅の日光浴室といった個別の環境を調整し再構築することで、紫外線の効果が日光療法という医療行為において反復可能なものとなっていたこともみた。しかし同時に、こうした科学的な実践が首尾よく進められていたわけではないことも明らかにしている。とりわけ、紫外線の効果の合理的な根拠をめぐる科学者間での対立や、窓ガラスが紫外線を吸収して障害物となっていたことなど、日光療法をめぐる実践はときに錯綜し、諸アクター間でのせめぎ合いもまた多分に見受けられた。</p>			

第2章からは、こうした日光の科学知が権力作用をもっていたことを考察している。まず、日光の衛生学的な知が都市計画の根幹に位置づけられることで、都市が生を管理する空間として認識されていたことを明らかにしている。内務官僚の池田宏は、市民が生活する居住環境の衛生状態に多大な関心を向けており、その健康的な条件の確立に十分配慮していた。ただし、都市計画によって企てられていたのは物理的環境への介入による衛生の改善であった。すなわち、そこで重視されていたのは、強権的介入でも啓蒙活動を通じた個人の意識改善でもなく、日光の流通を促進し都市全域に配分するという方法であった。また、池田の都市計画論がひとつの統治技術としてあったことも重要である。池田が考える都市計画は、当時新しく登場してきた社会的なものを都市という具体的な空間のうちに可視化し、その物理的な環境と結びつけたひとつの有機体として認識することで、統治可能なものにする技術であったと理解することができる。

第3章では、家庭においてどのように日光は消費され、窓ガラスは使用されていたのかを考察した。まず、この時期の住宅言説にあらわれる「明るさ」という概念は、あるべき物理的な空間の姿とあるべき家庭の姿とを結びつけて思考することを可能にするものであり、そのもとで家族の振る舞いや実践が理解されるようになっていたことを明らかにした。また、主婦には家庭での窓ガラスの維持管理者としての役割が期待され、その衛生実践は主婦としてのアイデンティティの獲得や家庭の安寧と結びついた実践として理解されていた。このように、主婦は家族の生を管理する者として主体的に公衆衛生へと組み込まれていく一面がみられた。

第4章では、書斎を通じて個人の精神が統治の対象となっていく局面を考察している。まず、書斎が精神活動の場として理解され、そのための建築的な配慮がなされていたことが示された。そうした工夫により、社会関係から杜絶し書斎に引き籠もることによって、「公衆」として外部に向けて思考を生産するという主体のあり方が見られた。しかし同時に、書斎から「陰鬱さ」を取り除くことで、精神の健全性が求められていた。また、窓ガラスが衛生的な空間の構築に役立っていたほか、カーテンが日光を書斎に必要な「均質な光」としてローライズするなど、いくつか重要なモノにも注意を向けている。

終章では、本論での考察から得られた知見を総合的に捉え直し、その研究史における達成点を明らかにしている。本論ではまず、日光療法をはじめとする日光を活用した公衆衛生の諸実践を明らかにした。日光は、物理学者や医学者などの科学者、技術者や建築家、行政官僚、そして主婦や公衆などさまざまなアクターによって発見され、流通させられ、消費されていた。それらは結核の治療および予防や精神衛生の健全化を目的として行われ、広範にわたる都市空間や住宅の再編をともなうとともに、日光の供給のための諸実践を引き起こした。また、本論は日光をめぐる環境衛生への介入がもつ統治実践としてのありようについても明らかにした。環境を調節し日光を

都市全域に行き渡らせることによって目指されていたのは、集合的な水準で捉えられた人びとの健康や健全さ (healthy) の達成であった。日光の全域化が意味しているのは、心身にわたる健康増進に向けてあらゆる人びとの生が管理され秩序づけられるようになったということである。最後に、本論での考察から、より多要素的な秩序として「社会」概念を理解することができる可能性を示唆している。人工／自然、人間／モノといった区別を越えるものとしての「社会」という理解は、社会的なものをめぐる議論の射程を広げるものであり、その点において理論的な貢献をなすものである。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、日光と窓ガラスを手がかりに、近代日本の都市空間における人びとの生の編成と統制について、フーコーの生権力と公衆衛生の理論を発展・応用しながらユニークな洞察を加えた優れた文化社会学的論考である。

本研究の社会学的意義は以下の二点にまとめられる。第一の意義は、近代社会における公衆衛生の捉え方に関して、これまで日本で議論されてきたフーコー的視点を刷新しようとした理論的貢献にある。近代社会における人民統治の技術として公衆衛生をとらえるフーコーの視点は、『臨床医学の誕生』や『監獄の誕生』以降、西欧だけでなく、非西欧社会の近代化＝植民地化の過程の詳細な分析を通して、日本においてもひろく受容され定着していった。こうして蓄積された研究の多くは、人びとを衛生実践に動員していくことによって、国家が必要とする衛生秩序と、標準化された「国民の身体」が形成されていく過程を解明するものだった。そこにおいて公衆衛生は、権力の装置であり、国家に必要な身体の構築と馴致のための道具と見なされてきた。

しかし本研究によると、こうしたフーコーの視点に依拠した公衆衛生観（本研究では「身体の規律化論」と呼ぶ）は、フーコーの公衆衛生理論が本来備えていた革新性を切り縮めてしまうとされる。「身体の規律化論」は、個々の身体の構築過程、すなわち均質でイデオロギー的な国民的身体化のみに関心を払い、身体の周辺を取り巻く住宅、建物、道路、上下水道といった環境に対する介入の力とそれらが発する統制の力を十分対象化していない。本研究は、それに対して、個人の身体を包み込む空気や水、それに光といった環境ファクターを公衆衛生の視点の中核に据えて、近代性と公衆衛生の議論を再構築することで、従来の「身体の規律化論」とは異なる地平を切り開いた。

このような「環境」への着目は、本研究のもう一つの理論的貢献へと繋がっている。それは、「モノ」や「技術」といった、これまで権力の統治装置の「道具」とされてきた要素に対して、状況によっては、権力の意志や欲望から相対的に自律した能動性やエージェンシーを見出し、それを前提にした環境論と公衆衛生論を樹立しようという試みである。フーコーは1970年代後半、『性の歴史』第一巻やコレージュ・ド・フランスの講義において、生物としての人間の群れを管理する権力として生権力を提唱し、その具体的現れの一つとして公衆衛生を強調した。そこでは統計学的に把握される出生率や死亡率などが注目されるが、本研究は、フーコーが1979年に書いた「18世紀における健康政策」のなかで発想し、以後、発展させることのなかった「市民社会の物質性」という概念に着目して、生権力概念の拡張を探らうとする。その鍵は、環境を構成する物質（性）のもつ能動性・エージェンシーにある。この立場にたてば、建物・道路あるいは空気や水といった環境ファクターも、権力によって人民統治の仕掛けとして一方的に布置されるのではなく、それぞれがエージェンシーを発揮しながら、人びとの群れを調整・管理しようとする権力の意志と折衝・接合すること

で近代都市の生活空間を生成していく過程を視野に入れることができる。

このようにしてフーコーの生政治と公衆衛生の理論的枠組を再構成したうえで、本研究は、近代日本の都市生活における日光の「生産」「流通」「消費」のメカニズムを詳細に検討していく。日光と窓ガラスと近代都市空間の生成、そして生権力の発動との「絡み合い」の複雑な過程を、大正から昭和初期にかけての日本の都市を事例にして解明したことは、本研究のもつ第二の社会学的意義である。1919年に都市計画法・市街地建築物法を設計した内務官僚・池田宏は、近代都市空間に必須の条件として日光の導入をはかった。「官治主義者」として批判の多い池田の都市計画に対して、本研究は、直截的な人民統治を志向するのではなく、環境ファクターから都市（とその住民）を捉えようとしている点を「光の灌漑」の視点から捉え直す。こうして日光がとりいれられた都市空間に現れる建造物に人びとは居住するようになるが、そのさい、日光と住居を媒介する「モノ」として登場したのが「窓ガラス」である。「窓ガラス」は、近代家庭生活の明るさを保障すると同時に、結核などの疾病を予防し人びとを守る医療装置でもあった。さらに、採光を調節する「モノ」として「カーテン」が登場する。本研究は、近代都市の住宅空間における「窓ガラス」と「カーテン」のもつ「統治性」とエージェンシーの折衝を精密に分析してみせる。その過程で、「窓ガラス」と「カーテン」の管理者・守護者の役割を割り当てられるのが「主婦」であり、近代都市空間において家族の生を管理者として女性と主婦が出現することを実証した。こうしてこの二つの「モノ」を通して、固定化された近代都市空間において固定化されたジェンダー規範が成立したことが示されたのである。

以上のように、本論文は、フーコーの生権力と公衆衛生の議論に、近代日本の都市空間におけるユニークな題材を用いて新たな視角を提供した。とはいえ本研究に問題がないわけではない。「モノ」「技術」に着目するとしながら、アクターネットワーク理論やアフォーダンス理論などの切り開いた地平との接続について十分な検討はされていない。また日光を意図的に遮断する（「暗さ」に権威を付与する）書齋を本研究の枠組のなかにどう位置づけるかについての4章の説明の一部は独断的であり説得的とは言えない。しかし著者はこうした不十分点については十分自覚しており、今後の研究の進展のなかで解決可能な課題である。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお2015年5月15日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。